

西日本日独協会会則

第1章 総則

第1条 名称 本会は西日本日独協会と称する。

第2条 事務局 本会の事務局は福岡市中央区白金2-9-6 城島印刷内におく。

第2章 目的および事業

第3条 目的 本会は日独両国間の学術、経済および文化面における交流を助長し、あわせて両国民の親善を図ることを目的とする。

第4条 事業 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 例会および特別例会。
2. ドイツ語教室および各種関連講座。
3. 年報の発行。
4. ドイツからの留学生などとの交流および支援。
5. 本会の目的に合致する催しなどの主催、共催および後援。

第5条 青年部 本会はその目的および基本方針に沿って、青年部を設ける。青年部の規定は別に定める。

第3章 会員

第6条 会員の種別と区分 本会の会員の種別および区分は次の通りとする。

1. 名誉会員 本会発展のために多大の寄与または特別の功労があり、理事会で承認された者とする。
2. 法人会員 理事会の議を経て会長が承認した法人。法人会員は代表者2名を個人会員として指名することができる。
3. 個人会員 個人会員は本会の目的に賛同し、第7条に定める規定により入会を承認された個人であり、以下の通り区分される。
 - (1) 一般会員
 - (2) 家族会員 一般会員の家族で、郵送物を同封する個人会員。
 - (3) 青年会員 4月1日時点において44歳以下の個人会員。
 - (4) 学生会員 4月1日時点において34歳以下で、大学、専門学校および高等学校に在籍する個人会員。

(5) 法人指名会員 法人会員によって指名された個人会員。

第7条 入会 個人会員および法人会員は、所定の入会申込書を提出し、申込書受理後、所定の会費を納入することで入会手続きを完了する。

第8条 退会

1. 退会を希望する者は退会届を提出しなければならない。
2. 退会に際しての会費納入は会費細則に定める。
3. 2年以上会費を滞納した場合は退会と見なされる。

第4章 名誉会長および顧問

第9条 名誉会長 本会に2名以内の名誉会長を置くことができる。

1. 名誉会長は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
2. 名誉会長は、会長の求めに応じ、協会の諸会議および諸事業に出席もしくは参加することができる。

第10条 顧問 本会に若干名の顧問を置くことができる。

1. 顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
2. 顧問は、会長の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 役員

第11条 役員 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名。
2. 副会長 3名以内。
3. 財務 1名。
4. 事務局長 1名。
5. 理事 常設の委員会担当理事および各種専門理事、計12名以内。
6. 監事 2名。
7. 評議員 20名以内。

第12条 役員を選出

1. 会長は理事会が推薦し、評議員会および総会の承認を得る。

2. 副会長、財務および事務局長は会長が個人会員の中から推薦し、理事会の議を経て、評議員会および総会の承認を得る。

3. 理事は理事会が個人会員の中から推薦し、評議員会および総会の承認を得る。

4. 監事は理事会が第11条1.~5.の役員を除く個人会員の中から推薦し、評議員会および総会の承認を得て、会長が委嘱する。

5. 評議員は理事会が第11条1.~6.の役員を除く個人会員の中から推薦し、評議員会および総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第13条 役員の職務

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 財務は本会の財産を総合的に管理する。
4. 事務局長は本会の会務に関わる業務を統括する。

- (1) 事務局業務遂行のため、事務局員を置くことができる。事務局員は理事会により任命される。
5. 理事は理事会を組織し、会務を執行するとともに、会長の求めに応じて会務の一部を処理し、理事会、評議員会および総会で処理すべき事項につき資料の収集および準備などを行う。
6. 監事は本会の財産および業務の執行を監査する。
7. 評議員は評議員会を組織し、本会の運営および活動に関する重要事項を審議する。

第14条 役員の任期 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第6章 委員会

第15条 本会の事業遂行のために常設の委員会を設ける。

1. 常設委員会とその任務は以下の通りとする。
 - (1) 企画委員会 企画委員会は、例会、特別例会、協会主催あるいは共催各種イベントなどの事業を企画し、そのすべての業務を行う。
 - (2) 年報編集委員会 年報編集委員会は年報の編集および発行に関するすべての業務を行う。
 - (3) ドイツ語教室委員会 ドイツ語教室委員会はドイツ語教室およびドイツ語やドイツに関する各種講座およびイベントに関するすべての業務を行う。
 - (4) 国際交流委員会 国際交流委員会は日独およ

び国際的交流に関するすべての業務を行う。

(5) 青年部委員会 青年部委員会は協会の委員および青年部役員の委員をもって構成し、協会と青年部相互間の連絡および各種調整を行うとともに、青年部の運営および活動全般を監査する。

2. 各委員会委員長は当該委員会担当理事とする。

3. 各委員会委員は、委員長が個人会員の中から選び、会長が委嘱する。

4. 各委員会は必要な場合、より専門的業務を担当する部会を設けることができる。部会員は委員長が個人会員の中から選び、会長が委嘱する。

第16条 実行委員会等 会長が必要と認めた場合、理事会の議を経て、実行委員会等を設けることができる。この委員会の委員長および委員は会長が個人会員の中から指名あるいは選定する。

第7章 会議

第17条 本会の会議は総会、理事会および評議員会とする。

第18条 総会

1. 総会は第6条2.に規定する個人会員をもって構成する。
2. 定期総会 定期総会は年1回会長が招集し、以下の事項を審議承認する。
 - (1) 活動報告および活動計画。
 - (2) 予算および決算。
 - (3) 役員の承認。
 - (4) 会則の変更。
 - (5) その他会長が認めた重要事項。
3. 臨時総会 臨時総会は会長が必要と認めた場合、招集する。また、理事会からの請求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。
4. 総会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決議する。

第19条 理事会

1. 理事会は会長、副会長、財務、事務局長および理事をもって構成する。
2. 理事会は必要に応じて会長が招集し、議長は会長とする。
3. 理事会は以下の事項を審議する。
 - (1) 会長の推薦。
 - (2) 副会長、財務および事務局長の承認。
 - (3) 理事、監事および評議員の推薦。
 - (4) 活動報告、活動計画、決算および予算に関する

る事項。

(5) 会則の変更。

(6) その他審議することが必要な事項。

第20条 評議員会

1. 評議員会は会長、副会長、財務、事務局長、理事、監事および評議員をもって構成する。

2. 評議員会は会長が必要と認めた場合、これを招集する。

3. 理事および評議員の1/3以上、または個人会員の1/2以上の請求があった場合、会長は評議員会を招集しなければならない。

4. 評議員会は以下の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 会長、副会長、財務、事務局長、理事、監事および評議員の承認。

(3) 活動計画。

(4) その他の重要事項。

5. 評議員会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決議する。

第8章 会費および会計

第21条 会費 会員はその種別および区分により、会費細則に定める会費を納入しなければならない。

第22条 経費 本会の経費は会費、寄付およびその他の収入をもってこれに当てる。

第23条 会計年度 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 会則の変更

第24条 会則の変更 本会則の変更は理事会で審議し、評議員会の決議を経て、総会の承認を得ることを要する。

付則

1. 昭和51(1976)年 会則制定。

2. この間、数回の一部改正。

3. 平成25年5月12日 一部改正。

4. 平成26年4月13日 全面改定。

5. 2015年4月12日 一部改正。

会費細則

1. 個人会員の年会費は以下の通りとする。

(1) 一般会員 6,000円

(2) 家族会員 3,000円

(3) 青年会員 4,000円

(4) 学生会員 1,000円

2. 法人会員の年会費は20,000円以上とし、当該年度に全額納入するものとする。

3. 年度下半期、10月～翌年3月まで入会の場合、当該年度の年会費は半額とする。ただし、学生会員および法人会員には適用されない。

4. 名誉会員および法人指名会員は会費の納入を要しないものとする。

5. 退会の際の会費納入は以下の通りとする。

(1) 当該年度の4月1日～9月30日申し出の場合所定年会費の半額を、10月1日～翌年3月31日申し出の場合全額を納入するものとする。

(2) 学生会員および法人会員はその申し出の時期にかかわらず、当該年度の会費全額を納入しなければならない。

6. この細則の変更は理事会で審議し、評議員会および総会の承認を得ることを要する。

7. 付則

(1) 昭和51(1976)年(?) 会費細則制定。

(2) この間、数回の一部改正。

(3) 平成25年5月12日 一部改正。

(4) 平成26年4月13日 全面改定。

(5) 2015年4月12日 一部改正。